

有線放送による放送の再送信に関する研究会 第7回議事要旨

1 日 時 平成20年3月13日(木) 10:00~10:55

2 場 所 総務省 第1特別会議室(8階)

3 出席者

(1) 構成員

新美座長、伊東座長代理、音構成員、菊池構成員、高橋構成員、土佐構成員、
長田構成員、野原構成員、長谷部構成員、早坂構成員、山下構成員

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林総務課長、
吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長、
長塩放送政策課企画官

4 議事要旨

- (1) 資料7-1「有線放送による放送の再送信に関する研究会」最終とりまとめ(案)、
資料7-2「再送信同意に係る協議手続及び「正当な理由」の解釈に関するガイドライ
ン(案)」について事務局から説明があり、その後質疑応答が行われた。

構成員から出された主な質問及び意見は次のとおり。

- 資料7-1 P28 5行目の「例示を挙げれば」は、「例を挙げれば」か「例示すれば」と表現するほうが適切。資料7-2、P12 3行目についても同様。
- 資料7-2 P1 下から3行目の「(略)~協議手続の具体的内容に関するガイドラインを定めるとともに、~(略)~解釈に関するガイドラインを定める。」が重複した表現になっており、修正した方がよい。

(事務局) 修正する。

- 資料7-2、P6のⅡ3「協議手続の終了等」のオ、カの中の「既存受信者保護の観点から一定期間再送信は継続できるものとする」と、P12のⅢ2(3)「その他」のアにある「激変緩和措置」とは、どのような整理となっているか。

(事務局) 前者は、今後協議を行う際における一般的なルールとして、再送信の同意の更新の拒絶から再送信の期限まで十分な周知期間がとれない場合に、周知に必要な一定期間再送信を行えるよう措置してもらいたいというもの。後者は、これまでのアナログ放送時代の経緯を踏まえ、地域間の関連性が低い場合であっても、長年にわたって視聴習慣があるような地域について、ガイドラインが制定されるに当たり激変緩和措置として、前者の期間よりも一定程度長い期間再送信を行えるようにす

るもの。

- (2) 最終とりまとめ、中間とりまとめ（案）に係る意見募集に対する研究会の考え方について、構成員から出された意見を踏まえて修正等を行うこと、修正等について座長に一任すること等につき、構成員により了承された。

また、ガイドライン（案）について、今回の会合で出された意見等を踏まえて修正すること、修正を終えた後パブリックコメントを行うこと等について、事務局から説明があった。

- (3) 研究会の閉会にあたり、小笠原情報通信政策局長から挨拶があった。

以上